

必読

暮らしの法律ナビ

No.50

相続預金と
払戻手続

金融機関では故人名義の預金払戻請求は相続人全員
の同意を求めている。払戻
後に相続人間の紛争により
二重払いの危険を避けるた
めとされている。では、相
続人全員の同意が揃わない
場合に各相続人は法定相続
分に基づいて一部払戻請求
できるのか。各金融機関の
対応は異なるが、概ね一部
払戻請求は認めないのでト
ラブルが発生している。ど
のような解決策があるか。

応じた金額の払戻請求をす
る↓判例は原則的に預金が
相続された場合は各相続分
に応じて当然に分割承継す
ると考えている。つまり同
意なく当然に分割されると
いう意味である。但し預金
契約の内容により分割され
ない場合もある。

払戻請求について金融機
関と判例の考え方が異なる
所があるので、お悩みの方
は専門家に相談下さい。

①家庭裁判所に遺産分割調
停申立を行う↓相続人全員
の合意で調停調書が作成さ
れると払戻請求できる。し
かし一人でも合意しなけれ
ば調停は却下や取下になる
ので結局払戻手続きできな
い場合が多い。②裁判で金

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>